

平成 29 年 12 月 15 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月15日（最終日）

- 日程第1 議案第48号 南知多町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第49号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第50号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第51号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第52号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第53号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第55号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第56号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 平成29年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番 山本優作

2番 鈴木浩二

3番 片山陽市

4番 小嶋完作

5番 内田保

6番 石垣菊蔵

7番 服部光男

8番 藤井満久

9番 吉原一治

10番 松本保

11番 榎戸陵友

12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主幹 大久保美保

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る12月5日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

日程第1 議案第48号 南知多町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第48号 南知多町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、農地利用最適化推進委員の活動とは何か。答弁としまして、農地利用の集積・集約化の推進や、遊休農地の発生防止・解消の推進を行うことが主な活動となります。

次の質疑としまして、いつから新体制となるのかという質疑がございます。答弁としまして、農業委員会に関する法律の一部改正の公布は平成27年9月4日ですが、南知多町農業委員会については公布前の平成27年7月20日に改選を行っており、3年間の任期が満了となるまでは現体制を継続することとなっています。したがって、新体制と

なるのは現在の委員の任期満了後となる平成30年7月20日からとなります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第48号 南知多町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、日本共産党、内田保は反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、国の法律の改正に伴い提出されているわけですが、南知多町の農業の発展と農民の声を反映させる点で大きな問題点を抱えるものです。

以下、5点の立場から、この制度及び条例の問題点を指摘します。

第1は、農業委員会の組織の存立条件と存立意義を根底から変えるものです。

特に、公選制をやめ、任命制に移行し、委員の定数も半減されることによって、地域の農業、農地管理に責任を持ち、農民の負託に応えるべき農業委員会の弱体化が懸念されます。国は、透明性を高めるために任命制に移行するなどとの説明をしています。とんでもないことです。

戦後の農地改革は、戦前の地主制度のもと多くの農民が地主による搾取に苦しめられた小作制度を廃止しました。農業委員会制度は、自立した農民の支援と農業振興を基本に、この農民代表による民主的組織による市町村長とは独立した行政組織として体制を整備しました。農地法制は、地域で担う農地の番人とも称され、農民の直接選挙による選挙委員を母体としました。これまで、農業委員会選挙は公職選挙法に準拠し、農業委員は市町村長から独立した地方自治法180条5の行政委員会です。任期は3年でした。農民による自主組織として、地域農業と家庭経営の維持、発展、農民の地位向上に寄与

することを目的に設置された農業、農村の民生機関が農業委員会です。

選挙権、被選挙権は、20歳以上の農民であれば男女の別なく平等に与えられていました。今回の任命制は、さらに農業委員の数を今までの13名から7名に半減させ、さらにそのうちの7名のうち農家は半分にしてもよいとするこの制度は、農家からの直接の現場の声を一層反映しにくくさせるものです。

第2点に、農業委員の透明性、公平性の担保の問題です。

次のような声が聞かれます。選挙のほうが誰でも納得する人が選ばれる確率が高いのではないか。首長の任命では癒着が起きやすいのではないか。首長が任命することになると、激しい選挙で現職首長が落選したら、その人に任命されていた農業委員は辞職することになりかねませんか。限りなく政治的なポストになるんじゃないか。

今回、任命制で農業委員のうち半数が認定農業者でよしとしているわけですが、中立委員も含めて農民以外の企業経営者等の入る余地が拡大され、農民の声を無視した極端な農地転用の押しつけや農政の押しつけが引き起こる懸念があります。町長の息のかかった親戚や縁戚、後援会の関係者で町長の意向にかなった形になれば、大きなトラブルの原因になるかもしれません。

第3に、議決権の差別の問題です。

農業委員会の業務が農地利用の最適化に集約・重点化されることによって、業務の内容は国からの農政の推進、構造改革政策の推進に矮小化されることになります。土地と人を軸にした地域農業と家族農業の安定・発展のために、独自の多様性ある取り組みができなくなるおそれがあります。格差はないとしておきながら、条例でこれまで13人で議決していた重要事項を7人ですることになります。国の同格としているならば、議決権で差別している最適化推進委員6名も委員会の中で議決権がある委員として採用されるべきです。

第4に、意見公表、行政庁への建議業務の縮小の懸念です。

今までの法律にあった農業委員会としての主要業務に位置づけられていた農業や農民の地位向上に向けた意見の公表や、行政庁への建議の業務は法律から削除され、必要あるときに意見を言えばいいという内容に後退させられたのも問題です。本来の農業委員会の業務が国の下請機関化を促進するのではないか、このような懸念があります。

第5に、南知多町の事務の煩雑化の増大です。

これまで市町村は、行政委員会である農業委員会に対して全く関与はありません。そ

これは、行政委員会の独立性からして当然のことでした。農業委員が選挙で選出され、定数を上回る候補がいなければ無投票当選でした。それが一転、市町村が前面に出て、農業委員の推薦、募集から名簿の公表、選任までしなければならなくなります。農業委員の過半数を認定農業者にすることをクリアするためには、認定農業者の説得作業まで行うことになります。認定農業者は農業の担い手として位置づけられていますが、それだけに耕作面積もほかの農業者よりも大きく、農作業に従事する時間も長い、公職につけば農作業に影響も出てくる、その説得が大変になります。南知多町の担当課の今後の御苦勞が懸念されるのが予想されます。

以上、5点の立場から議案第48号に反対します。検討をお願いするものです。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第49号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第49号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、それぞれの条例についてさかのぼって適用するものがあるが、なぜ

か。答弁としまして、今年度の12月期分の期末手当を0.05月分引き上げる規定について、平成29年12月1日の適用としているためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それではお願いします。

議案第49号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に、内田保は反対の立場から討論に参加します。

人事院勧告は、地方公務員、国家公務員の賃金改定に当たって大事な基本的勧告です。地方公務員にとって尊重すべき勧告であります。

特別職の私たち議員の期末手当勧告もなされたわけですが、一般職員の勧告と同列に考えず、各市町村の実情と特徴に合わせた具体的施策がなされるべきです。誰しもお金がふえることは喜ばしいことで、歓迎するのは当たり前です。

とりわけ他市町村と比べ南知多町は、この議員報酬だけで議員が家族を持ち、子どもを育て、生きていけるだけの報酬ではありません。ことし当選した山本議員のように、まだ若い方が議員をやってみようとする動機づけになるように議員報酬を引き上げることは大きな課題です。しかし、今回の期末手当の引き上げは、町民の立場から見てどうでしょうか。一部の大企業では賃上げがありますが、南知多町の多くの中小企業では最低賃金程度での給料で働いているのが実態です。農家で働く人、また漁業で働く方も恐らく最低賃金程度、それ以下での賃金で働く方々も多いのではないのでしょうか。

南知多町では今、議員の期末手当を引き上げることには、一般職員の方と違って賛成

できない町民の方も多いように思います。私たちの期末手当引き上げ分、約18万円分は、子どもたち、町民のためにほかの施策の財源を使うための節約をしていこうではありませんか。賛同を呼びかけるものです。

以上で、第49号に対する反対討論を終わります。検討をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第50号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、それぞれの条例についてさかのぼって適用するものがあるが、なぜか。答弁としまして、今年度の12月期分の期末手当を0.05月分引き上げる規定について、平成29年12月1日の適用としているためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田保議員。

○5番(内田 保君)

よろしく申し上げます。

議案第50号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これに対する反対の立場から討論に参加します。

さきの議案第49号の討論の中でも指摘しましたように、国の人事院勧告を尊重していくことは言うまでもありません。南知多町の特別職の町長さん、副町長さん、教育長さんの年間を通じた土・日も含めた職務、ボランティア的な業務の苛酷さは、町長スケジュール等を確認するだけでもわかります。3人の特別職の皆さんの日ごろの努力に敬意を表するものです。

しかし、皆さんの期末手当額の引き上げは、南知多町の財政現状と特殊性と町民感情を見たとき、どうでしょうか。町長さんの期末手当総額は、現在、年間300万6,000円、副町長さんは235万円、教育長さんは210万円となっています。一般的には、ほかの自治体の特別職レベルと比べれば、皆さんの期末手当は極端に高いものとなっております。しかし、住民感情から見たとき、200万円を超える期末手当をいただく方がどれだけいますでしょうか。これ以上引き上げることが妥当だと考える町民の方々がどれだけいるでしょうか。

全国的な行政サービスの充実状況を見る指標である、この3年間の平均の南知多町の財政力指数は、愛知県が発行している市町村行財政のあらましの資料によれば0.53です。美浜町が0.71、武豊町が0.99、阿久比町が0.82、東浦町は0.95です。愛知県の54市町村の中でも一番困難な東栄町が0.18をはじめとして、設楽町が0.24、豊根村が0.25、それに次いで南知多町が4番目の0.53という財政力指数が低いまちとなっております。愛知県の多くの自治体では、0.8から飛鳥村の飛び抜けた2.09の間の財政力です。南知多町

の実態は、何とか黒字財政を出しているものの、全国的な行政サービスからはおくられている町であると言ってもいいのです。今、南知多町のトップリーダーたる特別職の皆さんの適正な行政判断が求められていると考えます。子どもたち、町民のために引き上げ分を節約いたしませんか。

以上で、議案第50号に対する反対討論を終わります。検討をお願いします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第51号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、それぞれの条例についてさかのぼって適用するものがあるが、なぜか。答弁としまして、給与表の改正を平成29年4月1日から適用するためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第52号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、育児休業を取得した実績はあるのか。答弁としまして、正規の職員に対しての育児休業の取得実績はありますが、非常勤職員に対しての実績は今までありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第53号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る8日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑といたしまして、改正の内容について、控除対象配偶者と同一生計配偶者の具体的な違いは何か。答弁といたしまして、所得税法改正の関係で、控除対象配偶者に加え同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者という用語がふえたことです。内容は、同一生計配偶者は控除を受ける本人の所得制限はなし、その配偶者の所得が38万円以下となり、改正前の控除対象配偶者と同じ意味になります。控除対象配偶者は、控除を受ける本人の所得が1,000万円以下で、その配偶者の所得が38万円以下に変更となりました。源泉控除対象配偶者は、控除を受ける本人の所得が900万円以下で、その配偶者の所得が85万円以下になりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る8日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑といたしまして、改正の主な内容のうち、派遣職員に支給することができる給与を給与条件に規定する給与とした理由は何か。答弁としまして、篠島保育園について、保育単価で算定した人件費分と実際に保育園が支払っている人件費の差額について、町が運営費補助金として支出していますが、現行条例では保育園が派遣職員の給与の一部を支払うため、増加する分についても町が補助金を支払うことになることと、派遣職員の不利益にならないためです。

次の質疑としまして、派遣される職員の勤務条件はどうなるのか。答弁としまして、篠島保育園の就業規則と本町の勤務条件を照らし合わせ、職員の不利益にならないように、今後、派遣協定を協議していきたいと考えます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第4号)

○議長(藤井満久君)

日程第8、議案第55号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第55号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、図書購入のための寄附は毎年いただいているのか。答弁としまして、今回は知多信用金庫様の創立90周年記念事業ということで、南知多町だけではなく、知多5市5町や周辺自治体の一部に一律50万円の寄附金をいただくもので、今年度限りの寄附となります。

次の質疑としまして、今回の寄附は既存の学校図書購入基金とあわせて運用するのか。また、各学校への配分はどのように考えているか。答弁としまして、既に設置済みの図書購入基金は中学校の図書購入基金であり、今回の寄附の目的が小学校図書の充実であることから、当該基金の運用とは分けて考えています。各学校へは当初予算の図書購入費の配分に加え、児童数割、学校均等割により算定し、小学校6校に配分する予定です。

次に社会教育課関係について、質疑としまして、空調設備のメンテナンス費用として燃料費及び電気料の補正予算が上がっているが、今後も必要となるのか。答弁としまして、日々のメンテナンスが必要となるのはクーリングタワーを利用した水冷方式により

空調設備を稼働させる冷房期間のみであり、暖房期間はクーリングタワーの稼働が不要となるため、日々のメンテナンスの必要はありませんが、今後も空調設備の延命化を図るため、冷房期間については短時間ではあるものの、メンテナンスのための稼働が必要となります。

次の質疑としまして、空調設備の改修にはどの程度の費用がかかるのか。答弁としまして、概算ではありますが、業者に見積もり徴収をしたところ、設備の更新に7,953万円、設計監理に327万円の合計8,280万円の費用がかかるとの試算が出ております。今後、時期を見ながら実施計画への計上をし、設備の改修を図っていきたいと考えています。

次に住民課関係について、質疑としまして、子ども医療制度の中学生・高校生の通院医療費が全額助成になったということは、償還払いから現物給付に変わったということか。答弁としまして、4月の診療分から現物給付に変わっています。

次の質疑としまして、旧姓併記について、住民票等にどのように併記されているのか。答弁としまして、住民票やマイナンバーカードに併記される旧姓については、まだ確定していませんが、住民票は旧姓の欄を設けて記載し、マイナンバーカードには氏名の後ろに括弧書きで記載する予定です。

福祉課関係について、質疑としまして、障害者総合支援法の一部改正の内容は何か。答弁としまして、主な改正内容として、地域生活の支援を行う自立生活援助や、就労定着に向けた支援を行う就労定着支援の障害福祉サービスが創設されること。また、既存のサービスの拡充として、重度訪問介護の訪問先拡大や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進として、一定の高齢障害者に対し介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みの創設などである。

次の質疑としまして、障害福祉サービスのシステム改修は、来年度も継続して実施されるのか。答弁としまして、今回の法改正に伴うシステム改修は平成29年度で完了します。

環境課関係について、質疑としまして、分担金の減額ということですが、繰越金が見込みより多かったということですか。答弁としまして、知多南部衛生組合の平成28年度決算での繰越金額及び分担金の計算に用いるごみ処理量等が確定したことに伴い、南知多町と美浜町の分担金を再計算した結果、それぞれの負担額が減少したため、分担金を減額するものです。

次の質疑としまして、知多南部衛生組合の分担金で、南知多町と美浜町の割合はどの

くらいあるか。答弁としまして、知多南部衛生組合の分担金の割合は、南知多町が52.68%、美浜町が47.32%となっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

続いて、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第55号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次、各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

議案第55号、平成29年度南知多町一般会計補正予算に対する、賛成の立場からの討論に参加します。

今回の補正予算は、必要的経費にかかわる補正がほとんどであり、その内容には大方賛成するものであります。

特に、ことしから始めた子ども医療費無料化の施策では、積極的補正として今回新たに670万円の補正がなされております。子ども医療費18歳までの無料化は、全国的に見

でも先進的な取り組みです。町民の多くの方が喜ばれる声を多く聞いております。昨年より医療費が一定増額するのはやむを得ないものです。この制度の先進性をもっともっと宣伝して、南知多町に若い夫婦に来てもらう、そしてずっと住んでもらえるような制度に育てたいものです。あわせて、今後3年間ばかりの具体的実施を見ることで、さまざまな検証が必要に思います。

補正予算内容を見ていて気になったことを1点、指摘させていただきます。

補正予算書39ページ、教育費の総合体育館の維持管理費の中の事業費106万5,000円の問題です。先ほど委員長のほうからも報告がありましたが、社会教育課の方にお聞きすると、夏の空調施設が異常を来したので、調整運転のために約3カ月の1日30分程度に調整運転を業者から依頼されたために、追加された燃料費、光熱水費分が106万円近くになったということでありました。ちなみに、2基の空調施設の新設費用は、ざっと見積もって8,280万円だそうです。とても今すぐにその取りかえはできないので、今回補正になったということでした。やむを得ないことです。

しかし、今後、ことしのような補正が毎年続くことは、南知多町の財産の損失です。直ちに取りかえ工事予算の設計が必要に思います。総合体育館は平成3年に開館しました。ことしで26年以上になろうとしています。社会教育課にお聞きすると、来年は800万円余をかけて、まず耐震調査及び設計をする予定になっているそうであります。実施計画では32年、33年を予定しているとのことですが、しかし、あくまでも耐震計画とのことで、それを要請せざるを得ないということで、とても空調施設には回らないとの見解でした。

そこで提案です。ことしのような空調施設の不調が発覚し、今後もこのような異常が体育館に発生することは、町民への利用サービス提供に対して問題が生じるものです。毎年の106万円の補正はもったいないものです。総合体育館の耐震調査及び設計計画において、既に地震が来れば壊れる空調ですから、何らかの工夫で設計の中にあわせて空調施設の新設も入れることはできないかと提案するものです。検討をお願いしたいものです。これは、体育館整備に関する緊急的な課題であると考えますので、来年度予算編成ともあわせて検討をお願いするものです。

以上、議案第55号、補正予算の件に関する賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤井満久君)

日程第9、議案第56号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第56号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、増額の理由として国のシステム誤りということでしたが、国の誤りというのはよくあることですか。答弁としまして、よくあることではないと思いますが、今回の後期高齢者医療保険料のシステム誤りは、導入当初から誤りがあったものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第57号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護予防・生活支援サービス事業費の1,470万1,000円の増額補正は保険給付費から移行したものであるということだが、それによって町の負担分がふえたのか。また、保険給付費から移行しなかったとすると、町の負担増は生じなかったのか。答弁としまして、増額の要因は、要支援1及び要支援2並びに総合事業対象者の訪問介護及び通所介護サービスによるものですが、この給付費の財源につきましては、国・県・町・第2号被保険者の負担分である支払基金及び第1号被保険者の負担分である保険料において、それぞれ決まった負担割合があり、町の負担分はその負担割合に応じたものになります。また、保険給付費と総合事業の町負担割合は同じですので、移行しなくて

も町の負担は変わりません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 平成29年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第58号 平成29年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

1つ、総務建設委員長にお聞きします。

水道課の職員が昨年から比べて1人減っているわけでございます。それに対して具体的業務の縮小の中身や、また過剰負担にならないような工夫、そういうものの説明はあったでしょうか。

○議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、町村議会の運営に関する基準95において、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し提出者に質疑することはできないことになっていきますので、注意してください。

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

済みません、今、だから、その議論はされたのかということをお聞きしたんですので、なかったらなかったということで委員長のほうからお答え願いたいと思うんですが、そこは。

○議長（藤井満久君）

委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいまの内田議員の質問に対するお答えでございますが、先ほども報告いたしましたとおり、慎重審査の上、採決をいたしました。その結果、全員異議なく可決いたしました。

したということでございます。

○議長（藤井満久君）

そういうことでよろしいですか。

○5番（内田 保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第12、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成29年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 10時21分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 内 田 保

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵